

信託法の改正について

1 目的

社会経済の発展に的確に対応した信託法制を整備する観点から、受託者の義務、受益者の権利等に関する規定を整備するほか、多様な信託の利用形態に対応するため、信託の併合及び分割、委託者が自ら受託者となる信託、受益証券発行信託、限定責任信託、受益者の定めのない信託等の新たな制度を導入するとともに、国民に理解しやすい法制とするため表記を現代語化し、信託法制の整備を行う。

2 法律の骨子

(1) 信託法制に関する規定の整備

ア 受託者の義務等の内容を適切な要件の下で合理化する。

(ア) 忠実義務に関する規定の合理化

信託行為の定めや受益者の同意等に基づき、受託者の利益と受益者の利益とが形式的に相反する行為(例:受託者が信託財産であるビルのテナントになること)を許容する。

(イ) 自己執行義務に関する規定の合理化

信託の目的に照らして相当であるときには、信託行為に定めがない場合でも、受託者が第三者に信託事務の処理を委託すること(例:信託財産であるビルのテナント募集の専門業者への委託)を許容する。

イ 受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備

(ア) 受託者の行為の差止請求権を創設

受託者の任務違反行為(例:信託行為の定めに違反した信託財産の処分)の事前防止を可能にする。

(イ) 受益者が複数の信託における意思決定方法の合理化

受益者がすべき意思決定(例:運用対象財産の範囲の変更)を多数決によることを可能にする。

(ウ) 受託者を監視・監督する信託監督人制度を創設

受益者が高齢で受託者を十分に監督できない場合などに対応するため、信託行為の定め又は利害関係人の申立てによる裁判所の決定に基づき、弁護士等を信託監督人に選任し、受託者を監督させることを可能にする。

ウ 多様な信託の利用形態に対応するための制度の整備

(ア) 信託の併合・分割の制度を設ける。

(イ) 受益権の有価証券化に関する規定を整備する。

(ウ) 新たな信託の類型として、委託者が自ら受託者となる信託(いわゆる自己信託)

受益者の定めのない信託(いわゆる目的信託)及び 限定責任信託(受託者の履行責任の範囲が信託財産に限定される信託)を認めるとともに、信託財産に対する強制執行の要件の緩和、公益の確保のための信託の終了を命ずる裁判などその濫用を防止するための規定を整備する。

(2) その他、信託法制全体についての所要の整備を行うとともに、表記の現代語化を行う。

3 公益信託との関係

平成 18 年 12 月 15 日に「信託法(平成 18 年法律第 108 号。以下「新信託法」という。)及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 109 号。以下「信託法整備法」という。)が成立し、信託法整備法により、信託法(大正 11 年法律第 62 号。以下「旧信託法」という。)の一部改正として、その題名が「公益信託ニ関スル法律」とされ、旧信託法 66 条以下の公益信託の監督に関する規定について、新信託法の規律との調整を図る観点から改正が行われ、平成 19 年 9 月 30 日から施行となった。